

【新規】^{てんしょう}天正年間の^{まちわり}町割と^{いちだて}市立に始まり、^{ざいごうまち}在郷町・^{じょうぞうまち}醸造町として発展した蔵の町並み

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区

所在地 福島県喜多方市^{あぎなかまち}字中町及^{みなみまち}び字南町の全域並びに^{きたまちかみ}字北町上、^{ぼ ぼ}字馬場、^{きたまち}字北町、^{か と}字加登、^{さくらちよう}字桜町、^{てらみなみ}字寺南、^{みやにし}字宮西、^{おおめだ}字大豆田、^{まきだ}字蒔田、^{そうざのみや}字惣座宮、^{このかみ}字五ノ神、^{ながおもて}字長面、^{いしだ}字石田、^{にしまち}字西町、^{にしいどり}字西井戸尻、^{いどり}字井戸尻、^{ろくまいおさ}字六枚長及^{ひがしまち}び字東町の各一部

面積 約15.5ヘクタール

喜多方市は、福島県の会津地方北部に市域を置く。小田付は、市域中央部を南流する^{たづきがわ}田付川の東岸における微高地に位置し、西岸の^{こあらい}小荒井と共に、市の中心市街地を成す。

現在の小田付は、^{てんしょう}天正10年（1582）に^{あしな}蘆名氏重臣の^{さげたねつね}佐瀬種常が^{まちわり}町割を行い、近村から定期市を移したことに始まる。会津では、天正18年（1590）から約100年間、^{はんこくはんえい}半石半永による徴税が行われたため、領主は農村部の商品流通を促すために主要郷村に定期市の開催を許可し、これを統制した。小田付村でも市が賑わい、豊富な伏流水を背景に酒・味噌・醤油の醸造が早くから行われた。やがて、富裕商人による常設的な商売や近在農民による市場外の^{じかあきな}直商いが増えると、定期市は衰退し、近世中期から後期にかけて店が並ぶ町並が形成・拡大し、小田付村は^{ざいごうまち}在郷町としての性格を強めた。明治元年（1868）の^{ほしんせんそう}戊辰戦争で大きな被害を受けたが、それ以前の^{ちわり}地割を引き継ぎ復興し、明治中期以降は^{あいづさんぼうどうろ}会津三方道路や鉄道の開通により販路を広げ、今日まで会津の要地を成してきた。

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区は、近世に在郷町として発達した南北約900メートル、東西約500メートル、面積約15.5ヘクタールの範囲である。佐牟乃神社から南に延びる表通りの両側に短冊状の敷地を並べ、この両側町の各街区中央には^{なかほり}中堀と呼ばれる水路が南北に通る。このような地割は、明治4年頃の「^{いわしらのくにやまぐん}岩代国耶麻郡小田付村絵図」（喜多方市蔵）に描かれる状況を良く引き継ぐ。

敷地には、表通りに面して^{みせ}店、その奥に^{しゅおく}主屋や^{くらざしき}蔵座敷を配し、中堀より後に附属屋や業務施設を建てる。店は、^{きりつまつくり}切妻造、^{ひらいり}平入を基本とし、正面に^{げや}下屋を設ける。土蔵造の店は店蔵と呼ばれ、店蔵、蔵座敷、家財蔵、穀蔵、醸造蔵等、用途や規模が異なる多様な土蔵造の建物が群として残ることが、当地の特徴の一つである。

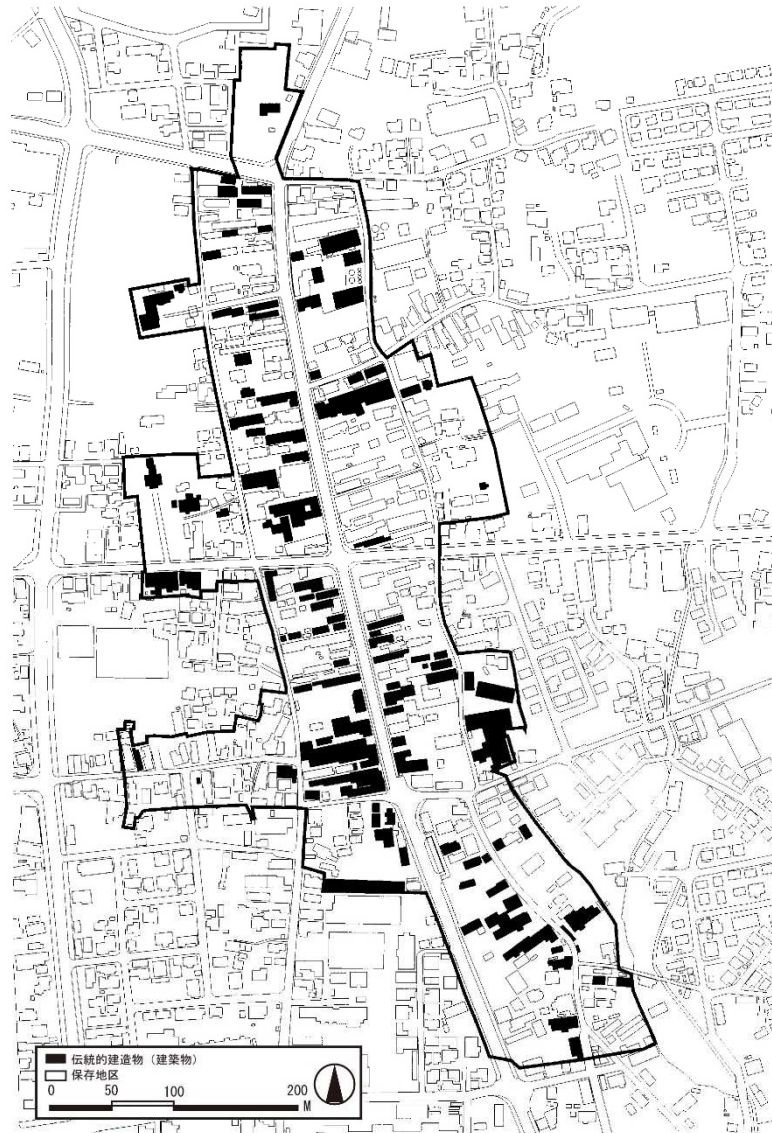
喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区は、天正年間の町割に始まり、定期市により会津北方の交易の中心として近世に発展を遂げた在郷町である。酒・味噌・醤油の醸造業も盛んになり、近代以降も会津の要地としての地位を保ちながら、近世末期の地割の上に店蔵など多様な土蔵が並ぶ特徴的な歴史的風致を形成し、我が国にとって貴重である。



【写真1】店蔵が並ぶ町並み

【写真2】幕末に遡るとされる店蔵（左）と、土蔵群

(写真1、写真2共に提供は喜多方市教育委員会)



喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区の範囲

【追加】都市計画道路の廃止に伴い、旧寺内町^{じないまち}全域を保存地区に

富田林市富田林^{とんだばやし}伝統的建造物群保存地区

所在地 大阪府富田林市富田林^{とんだばやし}町及び本町^{ほんまち}の各一部

面積 約12.9ヘクタール（内 拡大 約1.9ヘクタール）

富田林市は、大阪府南東部、南河内^{みなみかわち}地域に位置し、市域中央には石川^{いしかわ}が流れる。富田林は、永禄^{えいろく}年間の初めに真宗興正派興正寺別院^{こうしょうじ}を核とする寺内町^{じないまち}が、石川左岸の河岸段丘上に建設されたことを始まりとする。江戸時代には多様な職種が集まる在郷町^{ざいごうち}として栄え、江戸後期には木綿商や酒造業が発達して近江や紀伊、江戸等に販路を広げた。明治以降も郡役所や町役場が置かれるなど南河内の中核であったが、昭和期の市街地拡大に伴い周辺駅の付近に商業施設や公共施設が移ると、住宅地としての性格を強めて今日に至る。

平成9年10月には、旧寺内町のうち西側の一部を除く約11.0ヘクタールが重要伝統的建造物群保存地区に選定された。今回追加選定するのは、既選定保存地区の西側に続く約1.9ヘクタールの範囲で、富田林市が平成25年8月にこの範囲内の都市計画道路を廃止し、平成30年3月に伝統的建造物群保存地区として地区決定したことに伴う。これによって重要伝統的建造物群保存地区は東西約470メートル、南北約400メートル、面積約12.9ヘクタールとなって、旧寺内町の全域を含むこととなる。

追加選定後の保存地区には、寺内町の骨格を引き継ぐとされる東西7町・南北6筋の町割が全体として良好に残り、その周囲には地形の特徴を伝える土居跡や石垣を見せる。規則的に区画された街区には背割水路^{せわりすいろ}が随所に残り、寺内町の成立と発展を伝える興正寺別院（本堂ほか5棟が重要文化財）、妙慶寺^{みょうけいじ}、浄谷寺^{じょうこくじ}の3寺院が江戸時代の寺観を表す。江戸時代前期の建築と見られる旧杉山家住宅（主屋が重要文化財）をはじめとする本瓦葺^{ほんがわらぶき}、大壁造^{おおかべづくり}の重厚な商家から昭和中期の真壁造^{しんかべづくり}の町家主屋や長屋まで、伝統的な家屋が軒を連ね、時代の特徴を示す近代の建築等が所々で町並み景観に変化を与える。

富田林市富田林伝統的建造物群保存地区は、中世末期に形成された寺内町の骨格を引き継ぎながら、江戸時代には在郷町として、近代には南河内の中核都市として発展した歴史的市街地である。本瓦葺、大壁造の重厚な商家をはじめ、江戸時代から昭和中期までの各時代の特徴を成す町家や寺院等が一体となり、寺内町を起源とする特色ある歴史的風致を良好に伝え、我が国にとって価値が高い。

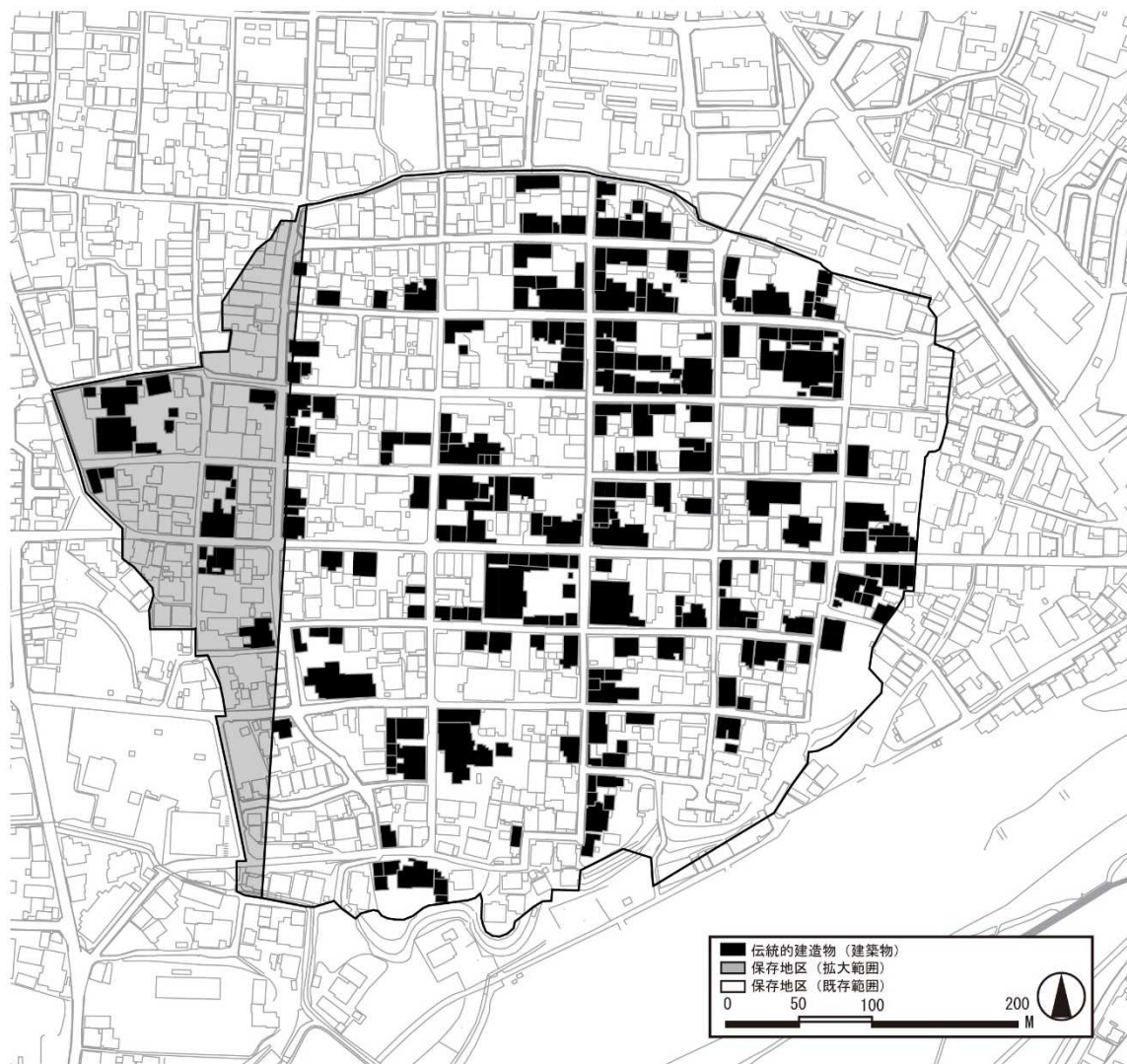


【写真1】既選定保存地区の町並み



【写真2】追加選定区域の町並み

(写真1、写真2共に提供は富田林市教育委員会)



富田林市富田林伝統的建造物群保存地区の範囲